

学校の統合等の検討の手順について

(久喜市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針より抜粋)

教育委員会は、学校の統合等の適否について検討する場合は、以下に示す手法等を用い、保護者、地域住民、学校関係者と連携・協力して取り組むものとします。

○久喜市立小・中学校学区等審議会

教育委員会は、久喜市立小・中学校学区等審議会（以下「学区等審議会」という。）へ学校の統合等の適否について諮問します。

審議会は、諮問を受けた学校の統合等の適否などについて審議し、教育委員会へ答申書を提出します。

○説明会の開催及び意見聴取

教育委員会は、学校の統合等の対象となる学校の保護者、地域住民等に対してその意義と内容を説明し、相互理解を図ります。

なお、この説明会は、必要に応じて適宜行うものとします。

また、保護者、地域住民や関係団体の代表者等へ学校の統合等に関する意見を聴き、その内容を学区等審議会へ報告します。

○新校設立準備委員会

教育委員会は、学校の統合等による新たな学校を設置しようとするときは、対象となる学校の保護者や地域住民の代表者、学校長等を構成員とした「久喜市立●●小（中）学校と久喜市立●●小（中）学校の統合による新校設立準備委員会（以下「新校設立準備委員会」という。）」を設置します。

新校設立準備委員会は、新たな学校の名称及び位置、通学方法、統合等の時期などについて検討するとともに、新たな学校を開校する上で必要な事項について協議します。また、検討・協議を行った結果については教育委員会へ報告します。

なお、新校設立準備委員会は、学校の統合等を進める方針に関して教育委員会で議決した学校ごとに設置するものとします。

学校の統合等の検討を進める手順（イメージ）

